



資料番号 1

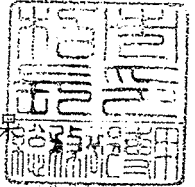
柏市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3号の規定に基づく諮問書

柏総行第32号

平成27年4月16日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第31条の規定により、国の行政機関等と同様に、本市が保有する特定個人情報の取扱い等について、必要な措置を講じるため、柏市個人情報保護条例の改正を別紙案に基づき進めてよいか諮問します。

条例改正案の趣旨	別紙1のとおり
条例改正案の概要	別紙2のとおり
条例改正案上程時期	平成27年第2回定例会に上程予定
担当部署	総務部行政課

